機能強化加算に係る院内掲示

当院では「かかりつけ医」として必要に応じて以下のような取り組みを行っています。

◇ 他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

◇ 健康診断の結果に関する相談、健康管理に関する相談に応じます。

◇ 必要に応じ、専門の医師・医療機関にご紹介いたします。

◇ 介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。

◇ 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています

○○病院　病院長

※かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」から、検索できます。